

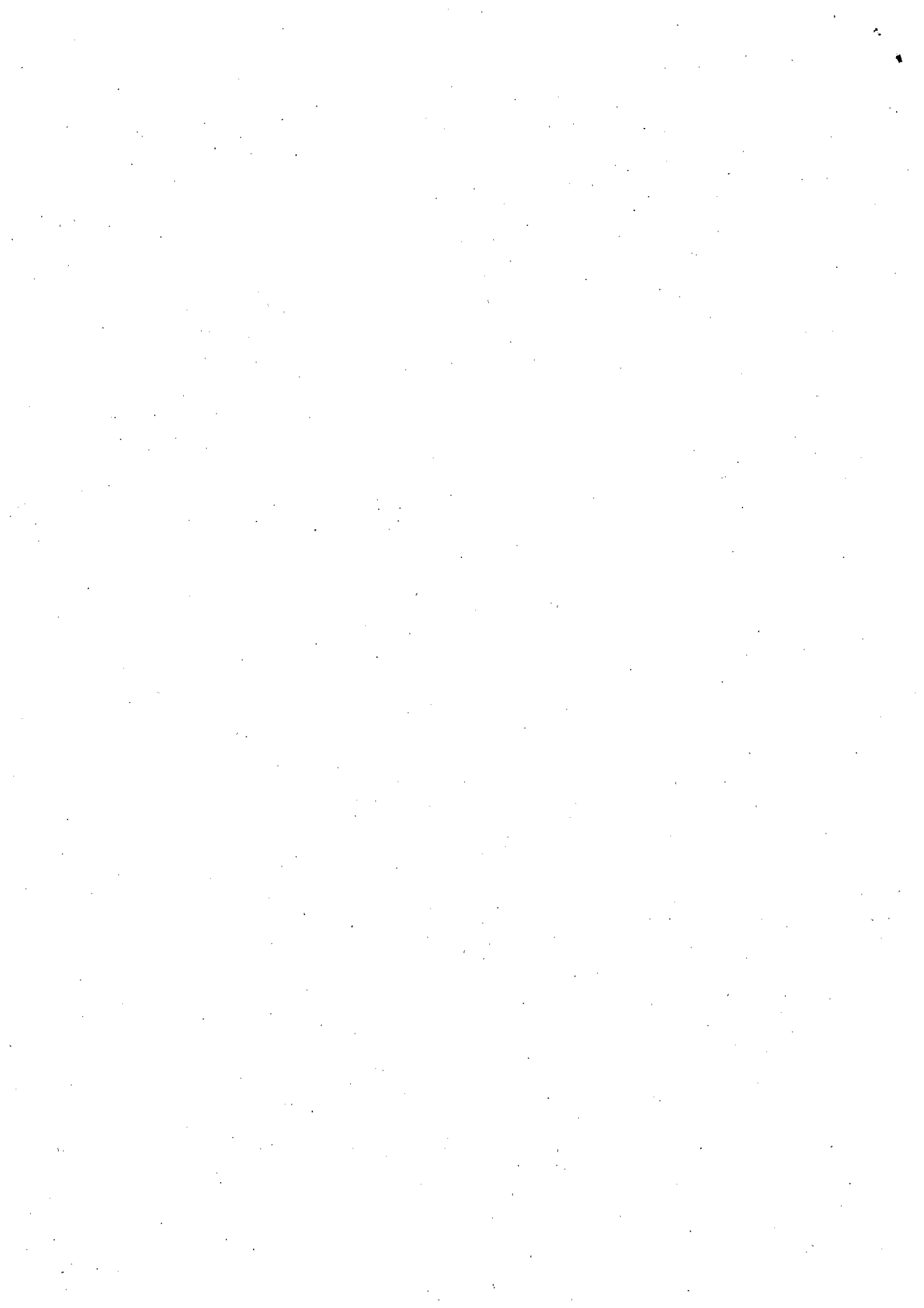
令和2年2月市議会 教育厚生委員会資料

第9号議案 令和2年度長崎市一般会計予算

(【単独】恐竜博物館整備事業費 恐竜博物館建設)

目次	ページ
1 野母崎地区の振興策にかかる長崎県の財政支援について	1～2
[参考資料]	
長崎市野母崎地区振興策の財政支援に関する基本協定書	3～4

南総合事務所
教育委員会
令和2年2月



野母崎地区の振興策にかかる長崎県の財政支援について

1. これまでの経緯

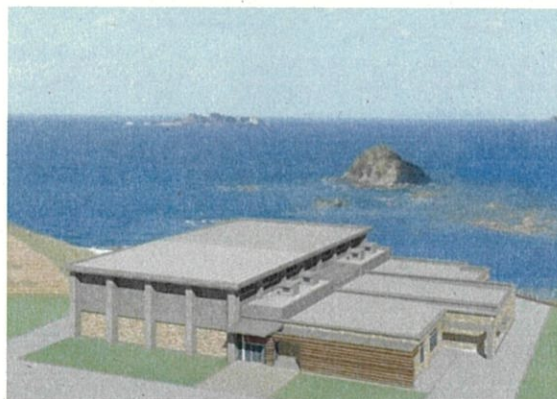
平成 28 年 6 月定例長崎県議会において長崎県亜熱帯植物園の閉園が表明されて以降、県市による「野母崎地区の地域振興に関する勉強会」が継続して開催され、市の新たな振興策と県の支援策についての協議が重ねられてきた。市においては、地元からの野母崎地区の地域振興に係る要望も踏まえ、恐竜博物館建設を含む田の子地区整備に対する財政支援を県にお願いするとともに、「市政問題協議会」においても、野母崎地区の振興策に対する財政支援を、平成 29 年度と平成 30 年度に要望した。

これらの経過を経て、平成 31 年 3 月に県市において財政支援に係る大枠の方向性を確認し、令和 2 年 1 月に「基本協定書」を締結した。

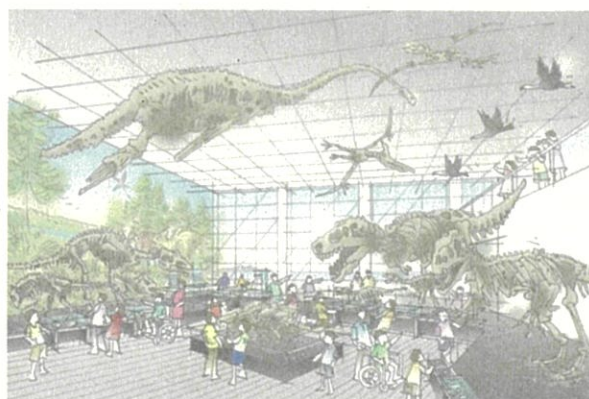
- H28. 6 6 月県議会の冒頭において、中村県知事が H29.3 末での閉園を表明
- H28.11 第 1 回「野母崎地域の振興策に係る勉強会」を開催(H30.8 まで計 5 回)
- H28.11 野母崎連合自治会が、「亜熱帯植物園の閉園に係る野母崎地区の地域振興について(要望書)」を長崎県及び長崎市へ提出
- H29. 7 長崎市市政問題協議会が、「長崎県亜熱帯植物園の閉園に係る野母崎地域の振興策に対する財政支援について」を要望事項として長崎県に提出(2 年連続)
- H31.3 県市において財政支援に係る大枠の方向性を確認
- R2.1 「長崎市野母崎地区振興策の財政支援に関する基本協定書」を締結

2. 財政支援の内容

- ・対象事業:(1)恐竜博物館の整備事業
(2)旧長崎県亜熱帯植物園が所有する植物の移植事業
- ・支援期間:対象事業に充当した地方債の償還期間(R2~R15 を予定)
- ・対象経費:対象事業に充当した地方債の元利償還金(過疎対策事業債を100%充当したもののみなして算出)に要する費用
- ・支援額:対象経費に15%を乗じて得た額 198,729千円(限度額)
- ・基本協定書締結日:令和2年1月14日



博物館建物イメージ

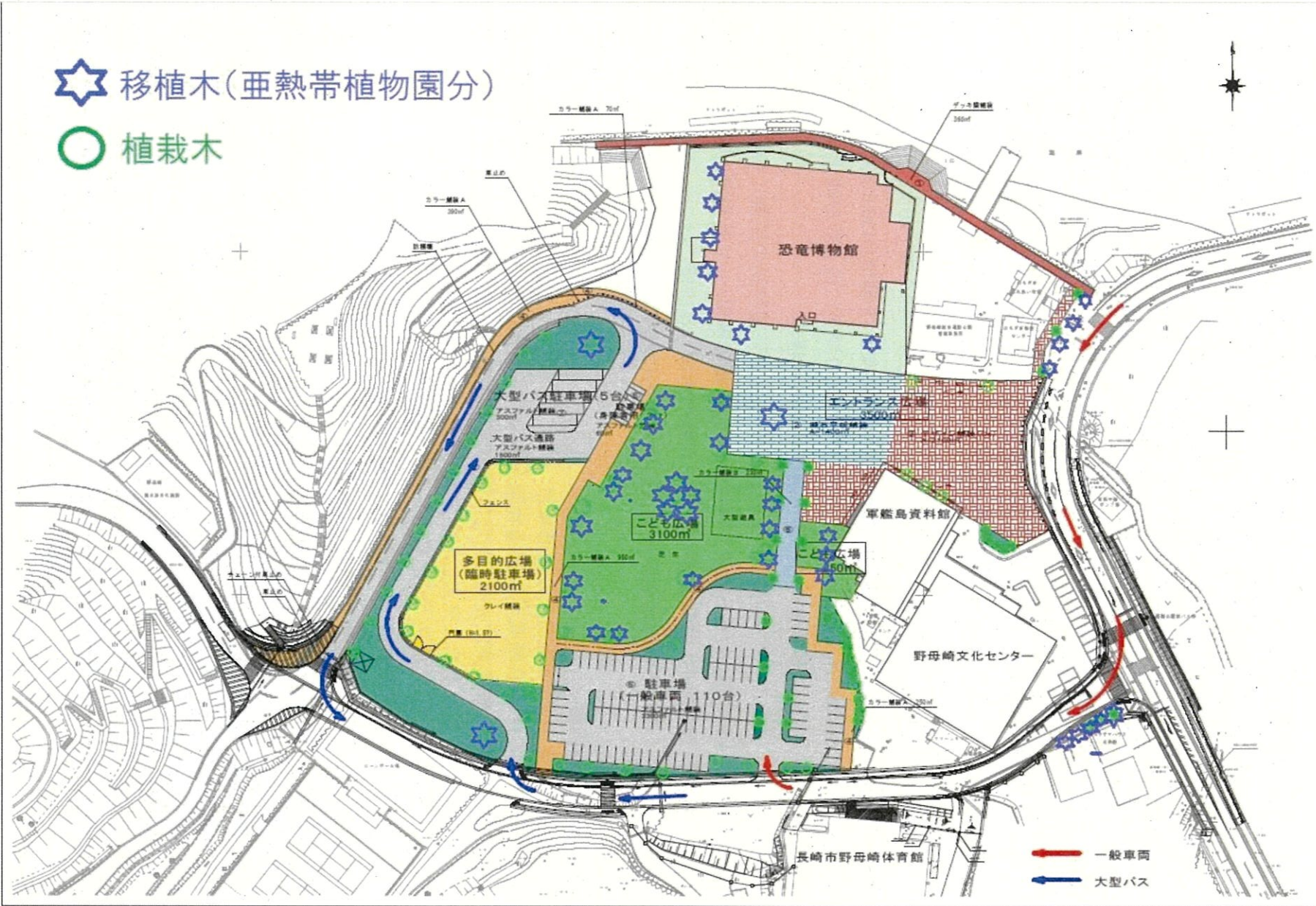


博物館展示イメージ

3. 田の子地区整備計画

☆ 移植木(亜熱帯植物園分)

○ 植栽木



長崎市野母崎地区振興策の財政支援に関する基本協定書

長崎県知事 中村 法道（以下「甲」という。）と長崎市長 田上 富久（以下「乙」という。）とは、乙が実施する長崎市野母崎地区振興策に対する甲の財政支援に関し、次のとおり基本協定書を締結する。

（趣旨）

第1条 この基本協定書は、乙が実施する（仮称）長崎恐竜博物館（以下「恐竜博物館」という。）の整備事業を核とした長崎市野母崎地区振興策に対する甲の財政支援について、必要な事項を定める。

（対象事業）

第2条 甲が財政支援を行う対象事業は、長崎市野母崎地区振興策として乙が実施する次の事業とする。なお詳細な項目については「別表1」に定めるとおりとする。

- (1) 恐竜博物館の整備事業
- (2) 旧長崎県亜熱帯植物園が所有する植物の移植事業

（支援期間）

第3条 甲が財政支援を行う期間は、乙が前条に定める対象事業に充当した地方債の償還を行う期間とする。

（対象経費）

第4条 甲が財政支援の対象とする経費は、「別表1」に定める対象事業に充当した過疎対策事業債の元利償還金に要する費用とする。ただし、過疎対策事業債の充当率が100%を下回った場合及び過疎対策事業債以外の地方債を充当した場合は、過疎対策事業債を100%充当したものとみなして算出した元利償還金に要する費用とする。

（財政支援の額）

第5条 甲が乙に支払う財政支援の額は、前条に定める対象経費に15%を乗じて得た額とし、その限度額は、198,729千円とする。

（報告）

第6条 甲は、必要があるときは、乙が実施する長崎市野母崎地区振興策の状況について、乙に報告を求めることができるものとする。

（その他）

第7条 この基本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

別表1 (第2条関係)

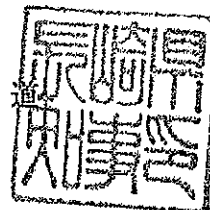
事業名	項目
(1) 恐竜博物館の整備事業	建築施工費
	展示施工費
	研究機材購入費の一部(来館者利用スペース設置分)
(2) 旧長崎県亜熱帯植物園が所有する植物の移植事業	植物の移植費

この基本協定書の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 2年 1月14日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県知事 中村 法道



乙 長崎県長崎市桜町2番22号

長崎市長 田上 富久

